

東北公共交通アクションプラン（仮称）について

1. プラン策定経緯

平成 21 年 3 月 24 日東北地方交通審議会において、「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光振興戦略について」（以下「17 年答申」という。）が 5 年目を迎えることを受け、17 年答申記載の施策のうち、後半期 5 年間に重点的に実施すべき施策を、21 年度末の本審議会において、プログラムとして決定することとされた。（別紙参照）

2. プランのあり方

プランは、17 年答申に記載された「望ましい交通のあり方」を実現するために、答申の後期 5 年間で重点的に取り組むべき施策の方向性について記載。運輸局や地域（県、市町村）が公共交通施策を進めるうえでの指針とする。

施策ごとにモニタリング指標を設定し、毎年度、政策推進部会においてフォローアップを行う。

プラン記載の施策については、下記の各事業において、可能な限り優先的に採択・配分する。

- ・ 公共交通活性化総合プログラム
- ・ 地域公共交通活性化・再生総合事業
- ・ 公共交通移動円滑化事業 等